



行政システム改革基本方針

平成19年7月

神奈川県行政システム改革推進本部

目 次

はじめに	1
これまでの取組み	2
行政システム改革基本方針の基本的な考え方	3
行政システム改革基本方針	4
I 多様な公的サービスの担い手との協働と連携	4
1 国・県・市町村の役割分担の適正化	4
2 企業、NPOなどとの協働と連携	4
3 多様な公的サービスの担い手の活用	4
4 第三セクター等の活力向上の一層の促進	5
II 多様な課題に対応できるスリムで効率的な体制の確立	7
1 組織の重点化と効率化	7
2 迅速に対応できる執行体制の整備	7
3 業務プロセスの改革	8
4 職員の効率的な配置	9
5 職員の意欲や能力を生かす環境づくり	10
6 財政基盤の強化と経費の節減	10
III 県民の視点に立った行政サービスの提供	12
1 県民サービスの向上	12
2 県民から信頼される県行政の実現	12
別表 取組項目一覧表	14
参考資料	
行政システム改革の中期方針における取組みの成果	21

はじめに

神奈川県では、多様化・高度化する県民ニーズに応え得る簡素で効果的・効率的な行政の実現に向けて、行政システム改革に不断に取り組んできており、特に、2004(平成16)年度からは2006(平成18)年度末を目標年度とする「行政システム改革の中期方針」を策定し、取組みを進めてきました。

この間、社会全体が低成長経済のもと、本格的な少子・高齢社会に移行する中で、労働人口の減少等による県民1人あたりの租税や社会保険料等の負担の増大への危惧は、今後、一層高まっていくものと考えられます。

また、従来、行政が担うものとされてきた公的サービスの分野において、民間参入の機会が拡大され、市民活動等の高まりとあいまって、今日、NPOや企業等といった多様な公的サービスの担い手が、様々な分野で活動を展開しております。

県においては、今後とも、県民ニーズや行政課題に効果的・効率的に対応していくため、限られた財源や人的資源を最大限に活用したスリムで効率的な体制を築いていく必要がありますし、あわせて、県職員一人ひとりが様々な場面でそれぞれの力を発揮し、県の組織全体が総力を高め、県民の声を聞きながら、変化に応じた質の高い県民サービスを的確に提供していくことがますます求められていくと考えております。

こうした県を取り巻く環境や、これまでの行政システム改革の取組み等を踏まえ、2007(平成19)年度から2010(平成22)年度の4年間を期間とする「行政システム改革基本方針」を策定していくことといたしました。

「行政システム改革基本方針」においては、「変化に対応した質の高い県政の展開」を目標として、3つの基本方針の下、行政システム改革を推進してまいります。

「行政システム改革基本方針」

■ 目 標

変化に対応した質の高い県政の展開

■ 基本方針

- I 多様な公的サービスの担い手との協働と連携
- II 多様な課題に対応できるスリムで効率的な体制の確立
- III 県民の視点に立った行政サービスの提供

■ 取組期間

2007(平成19)年度から2010(平成22)年度の4年間

これまでの取組み

神奈川県では、1997（平成9）年度から、明確な目標を掲げながら、全庁をあげて本格的に行政システム改革に取り組んできました。

★3つの10%目標（1997（平成9）年度～）

- 職員数削減
- 組織数削減
- 県債発行適正化

～財政危機に直面したため、「3つの10%削減目標」を掲げ、徹底した行政改革に取り組みました。

★3つの向上目標（2001（平成13）年度～）

- 行政効率・行政サービスの向上
- 行政の透明性の向上
- 行政マネジメント意識の向上

～行政の質的向上のための目標を掲げ、県民サービスの向上に努めました。

★アクション・プログラム（2002（平成14）年度～）

- 出先機関の見直し
- 第三セクターの見直し
- 県民サービスの向上

～「行動計画表」をとりまとめ、3つの10%目標をより一層強力で推進しました。

★行政システム改革の中期方針（2004（平成16）年度～2006（平成18）年度）

○目標

- A ゼロ成長の時代に対応した、より簡素で効率的な県政の実現
- B 県民・市町村から期待される役割と責任に対する的確な対応

○基本方針

- I 県行政の重点化
- II 県行政の効率化・スリム化
- III 民間との協働と連携
- IV 県民視点に立つ行政

～これまでの取組みを踏まえ、行政システム改革の視点から県行政の今後の方向性を明らかにするために、「中期方針」を策定し、様々な取組みを進めてきました。

※「行政システム改革の中期方針（改訂版）」について

2006（平成18）年3月 国からの集中改革プラン作成要請（各都道府県等で、2005（平成17）年度中に、2009（平成21）年度までの行政改革の目標を作成する旨の要請）を受け、中期方針の数値目標を一部改訂しました。

これらの数値目標については、その趣旨を踏まえながら、新たな基本方針に活かしています。

※「行政システム改革の中期方針」の主な数値目標

数値目標	当初版（2007（平成19）年度当初まで）	改訂版（2010（平成22）年度当初まで）
出先機関の再編	175機関程度とする	150機関程度とする
職員数の削減	知事部局（病院事業庁を含む）職員数の1,000人削減 他任命権者（教員、警察官を除く）も同一の歩調で削減（2003（平成15）年度当初比）	知事部局（病院事業庁を含む）職員数の1,500人以上削減 他任命権者（教員、警察官を除く）も同一の歩調で削減（2003（平成15）年度当初比）
人件費の抑制	人件費の抑制見込額1,000億円（2003（平成15）年度当初比）	人件費の抑制見込額1,500億円（2003（平成15）年度当初比）
県主導第三セクターの見直し	統廃合、県関与の撤退・自立化の達成2割（2003（平成15）年度当初比）	統廃合、自立化の達成、第三セクター以外の法人への移行等 概ね5割（2003（平成15）年度当初比）

行政システム改革基本方針の基本的な考え方

県政を取り巻く環境の変化

- 人口減少社会の到来
 - ・生産年齢人口の減少
 - ・1人あたりの租税や社会保険料等の負担の増大
- 低成長経済
- 県民ニーズの多様化・高度化基調の継続
- 社会環境の変化のスピードの速さ
- 県民サービスの質の向上、公平性
- 公共サービスをめぐる民間市場の拡大
- NPOなどによる公的サービスの提供
 - ・市民意識の高まり
 - ・団塊世代の退職による担い手の拡大
- 公共サービスのチェックの必要性
- 行革推進法制定
- 地方分権改革
- 県庁における団塊世代職員の大量退職

取組みを進めるに当たっての視点

国、県、市町村、民間との役割分担による公的サービスの充実

NPO、企業等との協働・連携と、県のチェック機能の強化

低成長経済下でのスリムで効率的な活力ある体制づくり

県民の利便性の向上など県民視点に立った、サービスの提供

行政システム改革基本方針

目標

変化に対応した質の高い県政の展開

基本方針

I
多様な公的サービスの担い手との協働と連携

II
多様な課題に対応できるスリムで効率的な体制の確立

III
県民の視点に立った行政サービスの提供

(具体的な取組方向)

- 1 国・県・市町村の役割分担の適正化
- 2 企業、NPO などとの協働と連携
- 3 多様な公的サービスの担い手の活用
- 4 第三セクター等の活力向上の一層の促進

- 1 組織の重点化と効率化
- 2 迅速に対応できる執行体制の整備
- 3 業務プロセスの改革
- 4 職員の効率的な配置
- 5 職員の意欲や能力を生かす環境づくり
- 6 財政基盤の強化と経費の節減

- 1 県民サービスの向上
- 2 県民から信頼される県行政の実現

取組期間

2007(平成19)年度から2010(平成22)年度(4年間)

行政システム改革基本方針

I 多様な公的サービスの担い手との協働と連携

～国や市町村のほか、企業やNPOなど、様々な公的サービスの担い手と協力し合い、より良い公的サービスの提供をめざします～

1 国・県・市町村の役割分担の適正化

「自らの地域のことは、自らの意思で決定し、その財源・権限と責任も自らが持つ」という考え方のもと、国と県・市町村の役割分担の適正化を図り、県は、市町村がその機能を十分発揮できるように支援するとともに、広域自治体としての役割をしっかりと果たしていきます。

これらは、「地域主権実現のための基本方針」における取組みとして推進します。

2 企業、NPOなどとの協働と連携

多様化・高度化する県民ニーズによりきめ細かく対応するため、企業やNPOなどの公的サービスの担い手と積極的に協働・連携を進めていきます。

(1) 企業、NPOなどとの協働・連携の推進

企業、NPO、団体、行政など、多様な公的サービスの担い手が適切な役割分担に基づく円滑な協働・連携を進めるための基盤づくりに努め、NPOなどと行政との協働の推進やNPO等と企業との協働を推進する環境づくりを行うなど、多様な公的サービスの担い手の協働・連携を推進します。

また、NPOなどへの効果的な支援を行っていくとともに、地域の課題解決や活性化に取り組む人材の育成を行います。

3 多様な公的サービスの担い手の活用

民間が公的サービスを提供することで、サービス水準の維持向上やコスト節減に結びつく場合には、民間活力を活用（民営化や民間委託など）していきます。さらに、民間活力を活用するための新たな諸制度や、地方独立行政法人制度（※1）を研究し、その導入の効果を検証、検討します。

(1) 民間活力の積極的な活用

業務や公共施設の運営等について、企業やNPOなど、様々な担い手により公的サービスを提供していく観点から、引き続き業務の民営化、民間委託、PFI、指定管理者制度等、民間活力の積極的な活用を図ります。

また、こうした取組みを進めるに当たり、民間活力の活用の全庁的な基準について見直しを行います。

※1 地方独立行政法人制度

地方公共団体自身が直接実施する必要のない事務・事業のうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものを効率的かつ効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人。対象業務は法により①試験研究②大学の設置及び管理③公営企業に相当する事業の経営④社会福祉事業の経営⑤一定の公共的な施設の設置及び管理の範囲と定められている。

(2) 多様な民間活力の活用手法の導入に向けた検討

公共サービス改革法（※2）による制度など、民間活力の活用を進めるための新たな制度について、本県の実情を踏まえながら、導入に向けた研究・検討を行います。

また、地方独立行政法人法で対象としている業務について、県民の視点に立ちサービス水準の維持向上や、コスト節減などの観点から制度を導入した場合の効果等を検証し、導入効果が見込まれる分野や業務から、導入に向けた検討を行います。

4 第三セクター等の活力向上の一層の促進

県主導第三セクター（※3）については、これまでも法人運営の健全化・効率化に向けた取組みを促し、統廃合等により法人数の削減を図ってきました。今後とも、そうした取組みをより一層推進していきます。

また、県主導第三セクターだけでなく幅広く県と関わりのある第三セクター等について、その独立性を高め、創意工夫が活かされるよう取組みを進めていきます。

(1) 県主導第三セクターの抜本的な見直しと更なる経営改善の促進

公的サービスの担い手の多様化など第三セクターを取り巻く環境の変化等を踏まえ、すべての県主導第三セクターを、①必要性、②自立度の2つの視点から検証して法人ごとに今後のあり方（※4）を明らかにし、そうした今後のあり方を踏まえ統廃合等の抜本的な見直しや更なる経営改善を促していきます。

<目標>

県主導第三セクターを16法人に見直し【2011(平成23)年度当初】

(統廃合、自立化の達成（※5）、第三セクター以外の法人への移行（※6）等)

(参考)・1993(平成5)年度(ピーク時) 45法人比：概ね65%削減

・1997(平成9)年度当初 40法人比：概ね60%削減

・2003(平成15)年度当初 35法人比：概ね55%削減

※2 公共サービス改革法
「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成18年法律第51号)

※3 県主導第三セクター
県が出資等をしている第三セクター(自立化を達成した第三セクター(※5を参照)は除く)で次に掲げるもののうち、県が主体的に指導する必要があるとして行政システム改革推進本部(本部長は知事)が認める法人
1 県からの出資等の比率が25パーセント以上で、かつ、県の出資等の比率が最も大きい法人
2 1以外で、県行政と密接な関係を有し、その運営や事業実施に関して県が特に指導及び調整を行う必要がある法人

※4 「県主導第三セクターの今後のあり方等(P20)」参照

※5 自立化の達成
県から財政的支援、人的支援等を受けることなく事業を展開することが可能な状態であるなど、行政システム改革推進本部が県から自立したと認める法人となることをいう。

※6 第三セクター以外の法人への移行
県が出資等をしない法人へ移行することをいう。

(2) 第三セクター等への県の関わりを見直し

第三セクター等との対等の立場での協働・連携を目指して、県と関わりのある第三セクター等について効果的・効率的な事業展開を促し、経営の健全性を高めるとともに、その独立性を高め、法人自らの創意工夫が活かされるよう県の関わりを見直します。

(3) 第三セクター等の法令の遵守など適正な法人運営等の促進

県と関わりのある第三セクター等について、外部専門家を活用した監査や定期的な点検等により、法令の遵守など適正で効率的な法人運営や県民ニーズに即した事業展開を促していきます。

II 多様な課題に対応できるスリムで効率的な体制の確立

～県の政策を的確かつ確実に実現するため、県の施策の推進に当たり、目標管理や政策評価に基づくマネジメント・サイクル（※1）の確立など、経営的な観点による行政手法の考え方も取り入れつつ、引き続き、県組織や仕事の進め方等について、徹底した見直しを図ります～

1 組織の重点化と効率化

多様化・高度化する県民ニーズに的確に対応するため、重点化・効率化の観点から、地方公営企業等を含め、県の組織全体のあり方を見直し、本庁組織及び出先機関の再編を進めます。

(1) 本庁組織の再編

新たな行政課題や重点的に取り組むべき課題等に的確に対応するため、政策立案機能や課題解決機能の強化に向けて、本庁組織の再編整備を進めます。

(2) 出先機関の再編（※2）

行政対象や行政課題の変化を踏まえるとともに、地域特性や県民の利便性も考慮しながら、類似業務の集約化、所管区域の見直し、指定管理者制度の導入などを検討し、出先機関の再編整備を進めます。

<目標>

出先機関を150機関程度に見直し【2010(平成22)年度当初】

(参考)・1977(昭和52)年度（ピーク時）	354機関比：概ね6割削減
・1997(平成9)年度当初	279機関比：概ね5割削減
・2003(平成15)年度当初	212機関比：概ね3割削減

2 迅速に対応できる執行体制の整備

多様化・高度化する県民ニーズに迅速に対応できるよう、執行体制の見直しに取り組みます。

(1) 新たな行政課題に迅速に対応する組織運営

新たな行政課題に迅速に対応するため、政策立案機能の強化を図るとともに、関係部局の連携や、プロジェクトチーム等の臨時的な組織の活用を図ります。

※1 マネジメント・サイクル

組織目標などを効果的・効率的に達成するため、組織における管理過程を立案から評価にいたるまでの主要な局面の循環的な過程としてとらえた活動の総称。典型的なマネジメント・サイクルの一つに、計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(act)の過程を順に実施するPDCAサイクルがある。

※2 県の出先機関の数

神奈川県行政組織規則等による。

(2) 簡素で効率的な執行体制の整備

本庁における担当課長や課長代理等のスタッフ職ポスト、出先機関における部長や副部長等の中間的な管理職ポストを見直すことにより、執行体制の簡素化・フラット化を進め、責任の所在の明確化、意思決定の迅速化を図ります。

(3) 民間人材の活用

経験者採用の充実や民間人公募ポストの増設などにより、民間企業等で培った専門的な知識・経験を有する多様な人材を活用し、組織の活性化と職員の意識改革を図ります。

<目標>

課長級以上に、民間人登用10人【2011(平成23)年度当初】

3 業務プロセスの改革

時代の変化に応じた業務の進め方や手続き（業務プロセス）の改革に取り組むとともに、情報通信技術の活用や、制度・手続きの見直しを進め、業務の簡素化、効率化を図りつつ、県民の利便性向上をめざします。

(1) 政策マネジメント・サイクルの確立

県の政策を的確かつ確実に実現するため、部局ごとの達成目標を管理する「部局政策宣言制度」を導入するほか、政策・施策レベルでの評価を充実し、評価結果に基づいて翌年度の政策運営の改善を図るなど、政策マネジメント・サイクルの確立に努めます。

(2) 条例や制度等の見直し

条例や制度等について見直し、目的を達成したものや時代に合致しなくなったものは廃止を含めた検討を行います。

(3) 業務手続きの改善

県民サービスの向上やコスト節減の観点から、業務分析の手法等も活用しながら、業務遂行の迅速化、効率化を図ります。

(4) 行政情報化の推進

行政情報化の推進という基本的な考え方のもと、費用と効果を見極めつつ、全体最適化（※3）の視点から、情報システムの再編整備や、業務・システムの効率化、品質向上等に向けた取組みを進めます。また、申請・届出等手続きの電子化の推進など県民の利便性向上をめざす取組みも進めていきます。

※3 全体最適化

個々の業務やシステムの効率化を目指す部分最適ではなく、県庁全体で業務やシステムの統合、業務プロセスの標準化及び重複している機器や人材の集約化により、業務・システムの重複を省き、限られた財源・人材で効率のよい業務・システムの運用を目指す総合的な取組みをいう。

4 職員の効率的な配置

職員、財源を有効に活用し、多様化・高度化する県民ニーズに対応するため、施策・事業の見直しなどを通じて職員配置の重点化・効率化を図ります。

(1) 職員の重点配置・効率的配置

総合計画等に掲げる施策・事業を円滑に推進するため、プロジェクト事業や行政ニーズが増大している分野に職員を重点的に配置するなど、効率的な職員配置を図ります。

(2) 職員数削減の継続的取組み

簡素で効率的な組織運営を図るため、民間活力の活用、組織再編や施策・事業の見直しなどにより、引き続き知事部局（病院事業庁を含む）職員数の削減を進めます。

他任命権者（教員、警察官を除く）にあっても、知事部局と同一の歩調で職員数削減を進めます。

<目標>

知事部局（病院事業庁を含む）職員数の1,500人以上削減。

他任命権者（教員、警察官を除く）も同一の歩調で削減。

【2003(平成15)年度当初比、2010(平成22)年度当初まで】

- (参考)
- ・1974(昭和49)年度(知事部局ピーク時) 13,783人比：概ね25%削減
 - ・1997(平成9)年度当初 13,551人比：概ね23%削減
 - ・2003(平成15)年度当初 11,970人比：概ね13%削減

※ 2010(平成22)年4月1日における県職員数(教員、警察官を含む定員)は、2005(平成17)年4月1日の75,927人を74,877人とする(退職者数見込18,896人、採用者数見込17,846人)。ただし、2007(平成19)年度以降の警察部門の増減は、警察官数が警察法施行令による毎年度の基準により定められることから、見込んでいない。

	総定員	部門別定員			
		一般行政	教育	警察	公営企業等
H17. 4. 1	75,927人	8,311人	47,748人	16,453人	3,415人
H22. 4. 1	74,877人	7,190人	47,718人	16,743人	3,226人

- ・ これまでの職員数削減の取組みの結果、2006(平成18)年4月1日における人口1万人あたりの県職員数は87人で、全国の都道府県の中で最少となっている。
- ・ 神奈川県においては、教育、警察部門の総数が職員数全体の8割以上を占めており、また県の人口推計では、今後、本県は全国よりも遅く、2019(平成31)年をピークに、人口減少に転ずることが予測されており、児童、生徒数の増加や治安状況を考慮すると、大幅な削減は難しい状況である。したがって、知事部局職員など一般行政部門の職員数の削減に引き続き取り組むが、全職員を対象とした場合、当面は大幅な削減は難しいと見込んでいる。

5 職員の意欲や能力を生かす環境づくり

職員の専門性等を高める能力開発に積極的に取り組むとともに、意欲や能力を発揮できる仕組みを充実させることにより、組織の活性化と県民サービスの向上に努めます。

(1) 職員の専門性等を高める能力開発の推進

職員の専門的なキャリア開発を推進するため、研修事業の充実を図るとともに、大学院等での修学支援、海外派遣研修、自主的研究の奨励等に取り組みます。

また、管理職のマネジメント能力の向上を図るため、外部講師等による研修を強化します。

(2) 職員の意欲と能力を生かす仕組みの充実

職員が能力や適性に合った職務を自ら選択する庁内公募制度、庁内F A(フリーエージェント)制度(※4)及びポストチャレンジ制度(※5)のほか、職員の意欲を生かして新たな事業を実施する職員提案事業制度を活用するとともに、勤務成績を客観的に評価する人事評価システムの充実に努めます。

また、マネジメント能力を持った職員を管理職に登用するための選考の仕組みを新たに導入します。

6 財政基盤の強化と経費の節減

自主財源の確保に向けた取組み等を進め、財政基盤の強化を図るとともに、限りある財源を効果的・効率的に活用するため、施策・事業の見直し等に取り組みます。

(1) 財源の効果的・効率的な活用

重点的な財源配分による効果的な事業展開を図るため、施策・事業を見直すとともに、より一層の経費節減を進めます。

また、新規課題に柔軟に対応するための仕組みを導入します。

(2) 人件費の抑制

職員数の削減と合わせて職員給与の適正な管理に取り組み、人件費の抑制に努めます。

<目標>

人件費の抑制見込額1,500億円

【2003(平成15)年度当初比、2010(平成22)年度当初まで】

※4 庁内F A(フリーエージェント)制度

一定の要件を満たした職員が、人事異動を希望する部署の所属長に対して、担当したい職務及び職務遂行に当たっての提案を申し出て、当該所属長の面接による選考に合格した場合は、その結果を尊重して定期人事異動において配置する制度

※5 ポストチャレンジ制度

一定の要件を満たした職員が、昇格を伴わずに上位の職務・職責に挑戦する機会を与えられ、十分な実績を上げた場合は、定期人事異動で昇格させる制度

(3) 効率的な施設管理による経費節減

既存施設の長寿命化を図ることにより、建設廃棄物の抑制や施設管理に係る全体的経費を節減するとともに、PFI（※6）の導入、ESCO事業（※7）の導入などにより、施設の整備や維持に関する経費の平準化及び節減を進めます。

(4) 自主財源の確保と県債の新規発行抑制

自主財源の確保に向けた取組みを進めるとともに、引き続き県債の新規発行は抑制基調を堅持します。

<目標>

2010(平成22)年度末までに、プライマリーバランス（※8）の黒字化を実現します。また、できるだけ早期に県債現在高を減少に転じさせることを目指します。

※6 PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）

従来、公共部門が対応してきた社会資本の整備や公共サービスの提供に、民間の資金やノウハウを活用する手法。本県では、保健福祉大学を含め6事業で導入している。

※7 ESCO事業

ESCOとは、Energy Service Companyの略称。省エネルギー改善に必要なサービスを包括的に提供する事業で、省エネルギーで実現する経費節減分で省エネルギー投資を賄う。本県では、平成16年度に「ESCO事業導入計画」等を策定し、順次導入している。

※8 プライマリーバランス

プライマリーバランスは、世代間の受益と負担の関係を表す指標であり、（公債費－県債）で算出する。プライマリーバランスが赤字の場合は、現世代が自ら負担する以上の行政サービス享受し、将来世代に負担を回している状態とされる。

Ⅲ 県民の視点に立った行政サービスの提供

～県民の皆さんに納得いただけるよう、皆さんの視点に立った行政サービスの提供に努めます～

1 県民サービスの向上

県民ニーズの把握に努め、サービスと負担のあり方の適正化に留意しつつ、一層のサービス向上に努めます。

- (1) 施設や窓口等における県民サービスの充実・向上
利便性の向上や対応の迅速化、窓口機能の充実などに向けた取組みを進めます。
- (2) 許認可・届出等申請手続きの改善
県民の負担軽減と利便性の向上を図るため、許認可申請等の各種事務手続きの改善を引き続き推進します。

2 県民から信頼される県行政の実現

情報公開、情報提供等、多様な手法による県政の透明性の向上に取り組むとともに、県民の意見を県政に役立てる仕組みを充実するほか、民営化や民間委託など県の業務の民間開放を積極的に進めていく中で、業務の適切な執行を確保するためのチェック機能を充実するなど、県民の視点に立った行政をさらに進め、県民から信頼される県行政の実現に努めます。

- (1) 県民に開かれた行政
開かれた県政の確立に向けて、県民との情報共有化を一層推進するとともに、県民に対する説明責任を果たしていくなど、情報の公開、提供等の一層の充実に取り組めます。
- (2) 県民からの意見の反映
現地現場主義を徹底し、施策・事業の企画、実施、評価への県民意見の反映や、懇話会等への県民公募委員の原則配置に努めるなど、対話型政策づくりを推進します。
- (3) 事務事業評価の充実
外部の視点を取り入れるなど、様々な評価の手法を活用して、県として必要な事業の選択や効果的・効率的な事業の展開方法の検証等を行えるよう、事務事業評価の充実に取り組めます。
- (4) チェック機能の充実
県の業務における民間活力の活用にあたっては、業務の適切な執行を確保する観点から、社会情勢の変化や技術的な進展等を踏まえ、民間事業者等に対する県の監視、指導体制などを随時、適切に見直すなど、県のチェック機能の充実に努めます。
- (5) 県の自律性の向上
施策の推進や組織運営、職員の行動倫理など、県政全体としての自律性の一層の向上を図り、県民から信頼される県政の実現に努めます。

基本方針の進行管理について

基本方針に基づく行政システム改革の実効性を確保するため、毎年度の進行管理にあたっては、社会経済情勢の変化に留意し、具体的な取組項目や実施状況を公表します。

また、基本方針の考え方に沿って検討を進め、取組みが具体化したものについては、毎年度の進行管理の際に、別表の取組項目の記載について追加記載を行います。

なお、基本方針を変更する必要がある場合には、行政システム改革推進本部の決定を経て、速やかに公表します。

別表 取組項目一覧表

この別表の取組項目の記載内容は、平成19年7月現在のものであり、基本方針策定後も基本方針の考え方に沿って検討を進め、具体化したものについては、毎年度の進行管理の際に改正や追加記載を行い、順次実施できるよう努めるものとする。

行政システム改革基本方針の取組項目一覧表

取 組 項 目

I 多様な公的サービスの担い手との協働と連携

1 国・県・市町村の役割分担の適正化

- 「地域主権実現のための基本方針」に基づく取組み

2 企業、NPOなどとの協働と連携

(1) 企業、NPOなどとの協働・連携の推進

- 多様な担い手による公的サービスの推進のための基盤づくり
 - ・ NPOとの協働事業提案・政策協働のための仕組みの充実
 - ・ NPO等と企業との協働の推進
 - ・ かながわ県民センターの再整備とかながわ県民活動サポートセンターの機能強化の検討
- 県民パートナーシップ条例（仮称）の制定
- 「かながわコミュニティカレッジ」の本格開設に向けた取組み
- NPO法人に関する情報提供の充実

3 多様な公的サービスの担い手の活用

(1) 民間活力の積極的な活用

- 民間への業務委託等の推進
- 民間活力導入指針の見直し
- 県税事務の民間委託化
- 「公の施設」への指定管理者制度の導入

(2) 多様な民間活力の活用手法の導入に向けた検討

- 多様な民間活力の活用手法の導入に向けた検討
- 県立病院の地方独立行政法人化の実現に向けた検討

4 第三セクター等の活力向上の一層の促進

(1) 県主導第三セクターの抜本的な見直しと更なる経営改善の促進

- 県主導第三セクターの統廃合等の抜本的な見直し
- 引き続き県主導第三セクターとして存続する法人の更なる経営改善の促進

(2) 第三セクター等への県の関わりの見直し

- 第三セクター等への県の関わりの見直し

(3) 第三セクター等の法令の遵守など適正な法人運営等の促進

- 第三セクター等の法令の遵守など適正な法人運営等の促進

II 多様な課題に対応できるスリムで効率的な体制の確立

1 組織の重点化と効率化

(1) 本庁組織の再編

- 次のような視点からの再編の検討・実施
 - ・ 政策立案機能の強化
 - ・ 課題解決機能の強化
 - ・ 業務集約化による機能強化
 - ・ 組織の効率化・スリム化 等

取 組 項 目

(2) 出先機関の再編

- 次のような視点からの再編の検討・実施
- ・ 社会情勢の変化への対応
 - ・ 民間・市町村との役割分担
 - ・ 効果的・効率的な執行体制
 - ・ 県民ニーズの変化への対応
 - ・ 県民サービスの充実向上
 - ・ 国の動向を踏まえた県の役割 等

2 迅速に対応できる執行体制の整備

(1) 新たな行政課題に迅速に対応する組織運営

- 政策立案機能の強化に向けた執行体制の整備
- 新たな課題への関係部局が連携した柔軟な組織運営

(2) 簡素で効率的な執行体制の整備

- 効果的・効率的な対応に向けての執行体制の不断の見直し
- 責任の所在の明確化と意思決定の迅速化を目指した管理職ポストの削減

(3) 民間人材の活用

- 民間人の登用
- 学校長への多様な人材の登用

3 業務プロセスの改革

(1) 政策マネジメント・サイクルの確立

- 部局政策宣言制度の導入・推進
- 政策評価によるマネジメント・サイクルの確立

(2) 条例や制度等の見直し

- 一定期間を経過した条例の見直しの実施

(3) 業務手続きの改善

- 業務プロセス改善の推進
- 許認可申請手続きの改善（後掲 Ⅲ-1-(2)）
- 業務分析手法の導入

(4) 行政情報化の推進

- 行政事務の電子化の推進（情報システム再編整備等）
- 県民と県が情報共有できるITシステムの構築の推進（後掲 Ⅲ-2-(1)）
- 申請・届出等手続きの電子化の推進（後掲 Ⅲ-1-(2)）
- 県税の電子申告の推進（後掲 Ⅲ-1-(2)）
- 自動車保有関係手続きのワンストップサービスの推進（後掲 Ⅲ-1-(2)）
- 入札・調達手続き等の電子化の推進（後掲 Ⅲ-1-(2)）

取 組 項 目

4 職員の効率的な配置

(1) 職員の重点配置・効率的配置

- 児童相談所への職員重点配置(30人増員:2006(平成18)年度当初比)
- 犯罪情勢に的確に対応するための体制整備

(2) 職員数削減の継続的取組み

- 知事部局・病院事業庁における職員数削減
- 他任命権者における職員数削減

5 職員の意欲や能力を生かす環境づくり

(1) 職員の専門性等を高める能力開発の推進

- 職員のキャリア開発を推進する取組み

(2) 職員の意欲と能力を生かす仕組みの充実

- 職員の意欲と能力を生かす人事制度の充実
- 職員提案事業の充実
- わたしの改善提案制度の充実
- 人事給与制度改革の取組み
- マネジメント能力を持った職員を管理職に登用するための選考の仕組みの導入
- 病院経営改善のための職員の意欲向上を目指す仕組み

6 財政基盤の強化と経費の節減

(1) 財源の効果的・効率的な活用

- 施策・事業の見直しによる事業費の抑制
- 政策評価によるマネジメント・サイクルの確立(再掲 II-3-(1))
- 事業総点検を踏まえた事務事業評価の実施(後掲 III-2-(3))
- 新規課題に柔軟に対応するための仕組みの導入
- 業務分析手法の導入(再掲 II-3-(3))

(2) 人件費の抑制

- 人件費の抑制

(3) 効率的な施設管理による経費節減

- 経営的視点からの総合的な施設管理と既存施設の長寿命化による経費節減
- 施設の整備及び維持管理におけるPFIの活用
- 環境負荷の低減とコストの節減を目指したESCO事業の導入

(4) 自主財源の確保と県債の新規発行抑制

- 自主財源の確保と県債の新規発行抑制

取 組 項 目

Ⅲ 県民の視点に立った行政サービスの提供

1 県民サービスの向上

(1) 施設や窓口等における県民サービスの充実・向上

* 窓口の拡大・時間延長

- コンビニエンスストア等における県税の収納事務の取扱い
- 県税の収納チャネルの拡大に係る取組み
- 消費生活課横浜駐在事務所（かながわ中央消費生活センター）の機能の充実
- 県営水道における電話窓口業務の充実
- 中小企業の経営・技術支援のワンストップ窓口の設置（2か所設置（横須賀三浦地域・県西地域））

* 相談体制の充実

- 健康・医療・福祉に対する相談体制の充実
- 労働相談業務の充実

* 情報提供等の充実

- NPO法人に関する情報提供の充実（再掲 I-2-(1)）
- 福祉サービスに関する情報提供の充実

* 受付業務の改善

- 運転免許証更新におけるサービスの充実

* その他サービスの充実

- 自動体外式除細動器（AED）の設置
- 高等職業技術校の訓練内容の充実強化等
- 県立病院の患者サービスの充実
- 図書館サービスの充実

(2) 許認可・届出等申請手続きの改善

- 許認可申請等手続きの改善
- 申請・届出等手続きの電子化の推進
- 県税の電子申告の推進
- 自動車保有関係手続きのワンストップサービスの推進
- 入札・調達手続き等の電子化の推進

取 組 項 目

2 県民から信頼される県行政の実現

(1) 県民に開かれた行政

- 県政の透明性の向上に向けた情報の公開・提供の充実
- 県民と県が情報共有できるITシステムの構築の推進
- 交際費執行状況のホームページ掲載
- 退職者の再就職に係る透明性の確保
- 附属機関等の会議の原則公開
- 予算見積書の情報提供
- 企業会計的手法を導入したわかりやすい財務情報の提供
- 透明性、公平性、競争性を向上させた入札・調達制度
- 教育委員会の情報公開の徹底

(2) 県民からの意見の反映

- 県民意見を県政に反映するための取組みの推進
 - ・ウィークリー知事現場訪問
 - ・マンスリー知事学校訪問
 - ・県民との対話ミーティング
 等
- 懇話会等への県民公募委員の登用の推進
- 公共施設のモニタリングの実施（後掲 III-2-(4)）

(3) 事務事業評価の充実

- 事業総点検を踏まえた事務事業評価の実施

(4) チェック機能の充実

- 民間活力の活用にあわせたチェック機能の充実
- 公共施設のモニタリングの実施

(5) 県の自律性の向上

- 職員の不祥事防止対策の充実強化に係る条例制定等の取組み
- 教職員事故・不祥事防止対策の徹底

県主導第三セクターの今後のあり方等

法 人 名	今後のあり方(取組みの方向)
(財)神奈川県厚生福利振興会	人的支援を廃止し、自立化を目指す。(H19年度末)
(株)湘南国際村協会	早期の自立化に向けて、更なる経営改善に取り組む。
(財)神奈川科学技術アカデミー	効果的・効率的な事業展開を図り、更なる経営改善に取り組む。
(財)かながわ国際交流財団	効果的・効率的な事業展開を図り、更なる経営改善に取り組む。
(財)神奈川文学振興会	効果的・効率的な事業展開を図り、更なる経営改善に取り組む。
(財)神奈川芸術文化財団	効果的・効率的な事業展開を図り、更なる経営改善に取り組む。
(財)地球環境戦略研究機関	効果的・効率的な事業展開を図り、更なる経営改善に取り組む。
(財)かながわ海岸美化財団	効果的・効率的な事業展開を図り、更なる経営改善に取り組む。
(財)かながわトラストみどり財団	効果的・効率的な事業展開を図り、更なる経営改善に取り組む。
(社)かながわ森林づくり公社 (社)神奈川県農業公社 (財)神奈川県栽培漁業協会	第一次産業の振興に向けて発展的に改組し、統合を含めた1法人化を目指す。(H22年度末)
(福)神奈川県社会福祉事業団	継続可能で安定した法人経営を確立し、第三セクターを離れた社会福祉法人への移行を目指す。(H20年度末)
(福)神奈川県総合リハビリテーション事業団	第三セクターを離れた社会福祉法人への移行を目指す。
(財)かながわ健康財団	効果的・効率的な事業展開を図り、更なる経営改善に取り組む。
(財)神奈川中小企業センター	効果的・効率的な事業展開を図り、更なる経営改善に取り組む。
神奈川県道路公社	効果的・効率的な事業展開を図り、更なる経営改善に取り組む。
(株)湘南なぎさパーク	更なる経営改善に努め、自立化の達成を図る。(H20年度末)
(財)神奈川県下水道公社	効果的・効率的な事業展開を図り、更なる経営改善に取り組む。
神奈川県住宅供給公社	「神奈川県住宅供給公社の今後の取組みに向けた意見」(行政システム改革推進協議会地方公社等専門部会)を踏まえ、早期の民営化を目指す。このため、今後3年間に、民営化に向けた具体的な取組みを集中的に進める。早期の民営化が困難な場合によっては、遅くとも平成29年度までの民営化を目指す。
(財)神奈川県企業庁サービス協会	経営の安定化を確保し、自立化の達成を図る。(H20年度末)
(財)神奈川県ふれあい教育振興協会	5年間の指定管理期間の終了後、第三セクター以外の法人への移行を目指す。(H22年度末)
(財)神奈川県教育福祉振興会	市町村立学校教職員の給与負担制度の見直しの動向に合わせ、自立化の達成を図る。(H20年度末)
(財)かながわ考古学財団	新たな発掘調査体制の整備を図り、第三セクター以外の法人への移行を目指す。(H22年度末)
(財)神奈川県暴力追放推進センター	効果的・効率的な事業展開を図り、更なる経営改善に取り組む。

* 統廃合や自立化の達成、第三セクター以外の法人への移行など抜本的見直しに取り組む法人については見直しの行程表を、更なる経営改善に取り組む法人については経営改善目標を策定し、見直しに向けた取組みを着実に進めています。

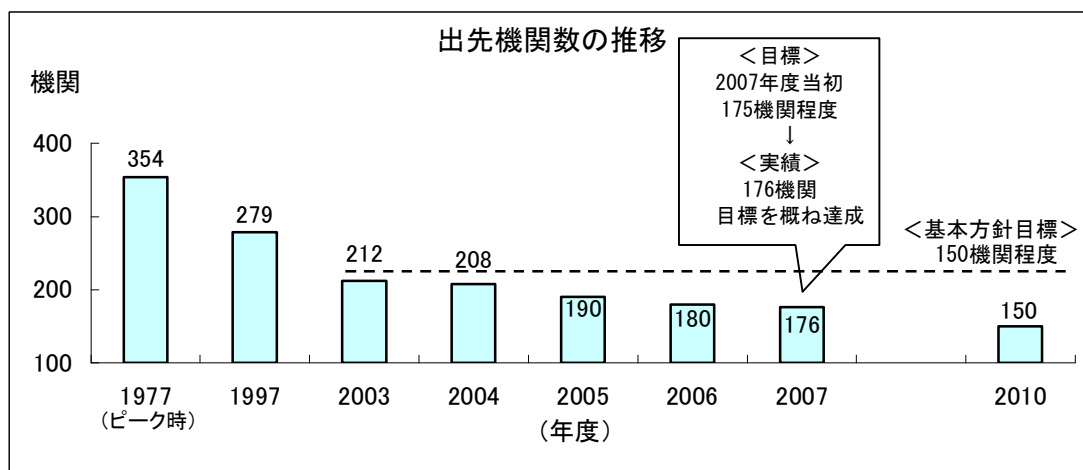
行政システム改革の中期方針における
取組みの成果

行政システム改革の中期方針における取組みの成果

※グラフ中<目標>は、中期方針の目標数値、<基本方針目標>は、基本方針の目標数値です。なお数値は、各年度当初です。

(1) 本庁組織・出先機関の再編

新たな行政課題に効果的・効率的に対応するため、本庁組織を再編しました。(6)参照
出先機関についても、効率的な執行体制をめざすとともに県民の皆さんの利便性に配慮しながら、176機関に再編しました。この結果、2003(平成15)年度当初に比べ36機関を削減し、目標である175機関を概ね達成しました。



(2) 財政基盤の強化と経費等の節減

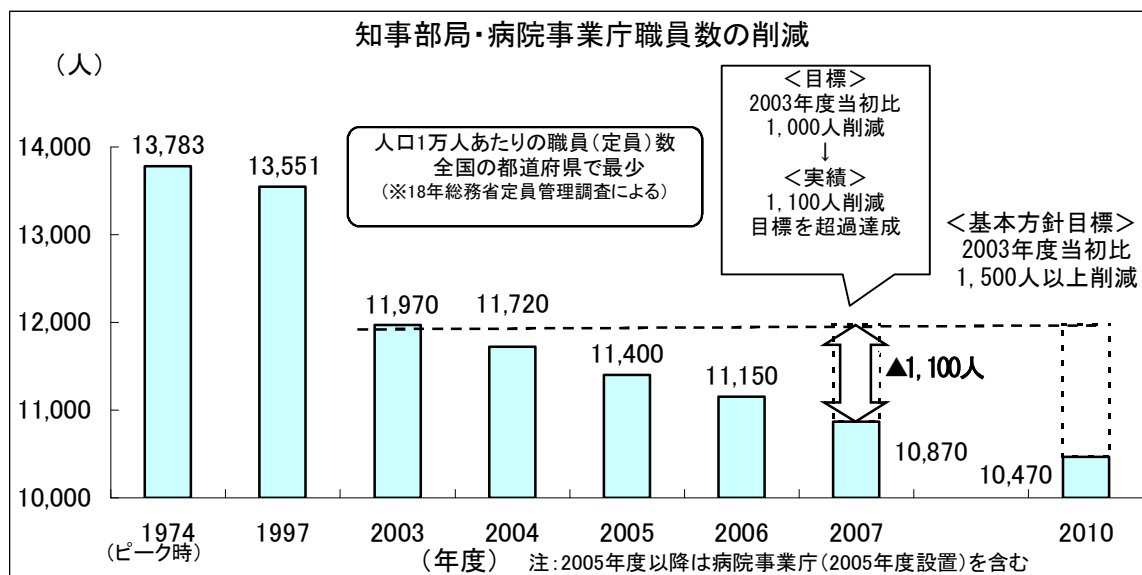
財政基盤の強化と経費等の節減に取り組み、施策・事業の見直しで691億円(2004(平成16)～2007(平成19)年度当初まで)、人件費の抑制で1,161億円(2003(平成15)年度当初比、2007(平成19)年度当初まで)を節減しました。この結果、目標である人件費の1,000億円抑制(2003(平成15)年度当初比)を超過達成しました。

(3) 職員数の削減

組織再編や民間活力の活用、施策・事業の見直しなどを通じて、職員の効率的配置に努め、知事部局と病院事業庁では、2003(平成15)年度当初に比べ1,100人を削減しました。この結果、目標である職員数1,000人削減(2003(平成15)年度当初比)を超過達成しました。

さらに、その他の任命権者でも412人を削減し、全体で1,512人の削減をしました。

これらの取組みにより、2006(平成18)年度は、人口1万人あたりの職員(定員)数が、全国の都道府県で最少となっています。



(4) 民間活力の導入

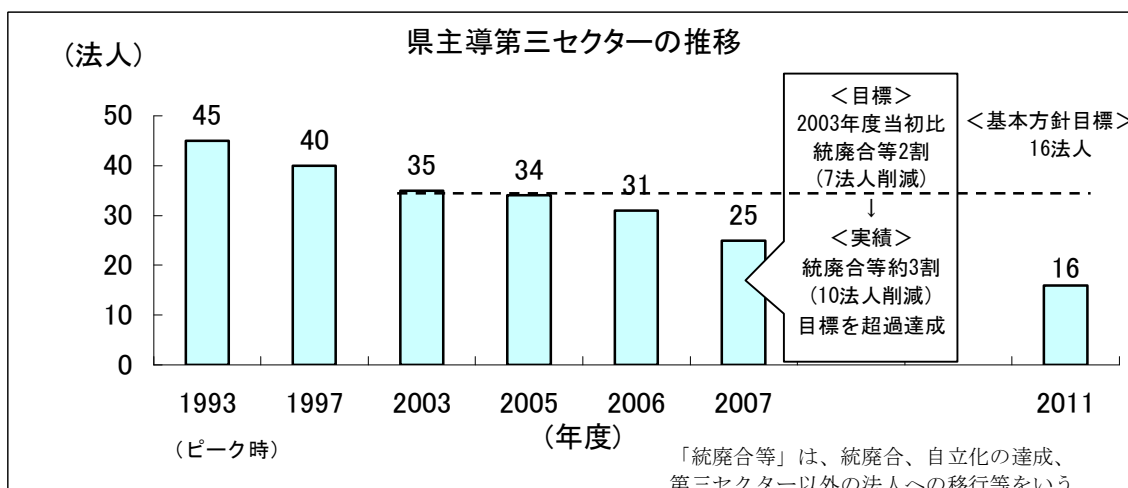
業務の民間委託や指定管理者制度（※）の導入などを進め、2006(平成18)年4月からは新たに327施設で指定管理者制度を導入したほか、県立老人ホームの民間への移譲などを行いました。

※「指定管理者制度」 多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、「公の施設」（文化・教育施設や公園等県民の皆さんがご利用になる生活に身近な公共施設）の管理に民間事業者等のノウハウを活用しつつ、サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として創設された制度です。

(5) 第三セクターの抜本的な見直しと更なる経営改善

県主導第三セクター（県が主体的に関わる第三セクター）を、統廃合等の抜本的な見直しにより25法人とし、2003(平成15)年度当初に比べ10法人（約3割）削減しました。

この結果、目標である「統廃合、県関与の撤退・自立化の達成 2割（2003(平成15)年度当初比）」を超過達成しました。



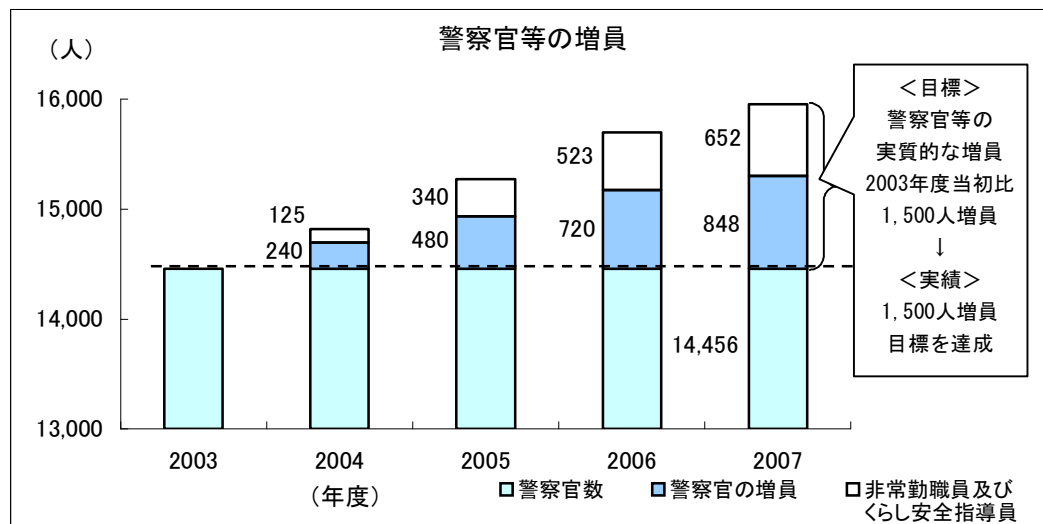
(6) 行政課題に対応するための主な取組み

様々な行政課題に、よりの確にこたえるために、組織の再編や、職員の重点配置等の取組み等を着実に進めてきました。

ア 安全・安心なまちづくり推進のために

安全で安心なまちづくりの推進のため、警察官等の重点的配置に取組み、2003(平成15)年度当初に比べ、警察官848人、交番相談員等の非常勤職員やくらし安全指導員で652人を増員しました。この結果、目標である警察官等の実質的な増員1,500人を達成しました。

なお、交番相談員は、2005(平成18)年度に全交番へ配置しております。



イ 県民の安全・安心を総合的に確保するために

県民の安全・安心を総合的に確保するため、防災局と県民部の安全・安心まちづくり部門を統合し、安全防災局を設置しました。(2005(平成17)年4月)

ウ 保健・医療・福祉施策の一体的な推進と、県立病院の効率的な運営に向けて

保健・医療・福祉サービスを総合的に提供できる体制を整備するため、福祉部と衛生部を再編し、保健福祉部を設置しました。(2005(平成17)年4月)

県立病院において、患者さんからの様々なニーズに、迅速かつ柔軟に対応し、的確な医療を提供していく効果的・効率的な運営体制をつくるため、病院事業に地方公営企業法を全部適用し病院事業庁を設置するとともに、民間で培った高度な専門的知識を生かし、県の行政課題を解決できるよう、病院事業庁長に民間人材を登用しました。(2005(平成17)年4月)

エ 児童虐待への対応の強化のために

増加の著しい児童虐待の相談に迅速かつ的確に対応するため、各児童相談所に職員を重点的に配置しました。特に2007(平成19)年4月には、各児童相談所に児童福祉司などを20人重点配置しました。(2001(平成13)年4月～)

オ 企業庁の災害対応、サービス向上、経営健全化等をめざして

水道・電気事業等の安全・安心確保体制の強化と県民サービスの向上を図り、経営健全化を進めるため、経営局及び水道電気局の2局に再編し、企画・対外調整機能の強化、広報・広聴業務の一元化を図るため、経営局総務課内に企画広報室を設置しました。(2006(平成18)年4月)

カ 神奈川らしい教育施策の展開をめざして

教育施策の企画・立案機能の強化、横断的な教育課題への対応等を図るため、教育局を設置するとともに、教育政策課の新設など課を再編しました。(2005(平成17)年4月)

キ 児童・生徒の問題行動等の課題に総合的に対応するために

多様化・若年化するいじめ、暴力行為などの問題行動や不登校等の課題に総合的かつ迅速に対応するため、子ども教育支援課内に、児童生徒指導室を設置しました。(2006(平成18)年4月)

ク 産業の活性化と雇用の確保、産業の振興を図るために

産業の活性化や地域の特色を生かした産業の振興を図るため、産業活性課を設置し、同課内に、企業誘致室(「かながわ企業誘致ワンストップ・ステーション」)を設置しました。(2005(平成17)年4月)

また、米国メリーランド州に米国経済交流拠点を設置しました。(2005(平成17)年8月)

ケ 団塊世代の大量退職に伴う課題解決のために

技術・技能の継承、雇用の確保等への対応を図るため、雇用産業人材課を設置し、同課内に団塊世代支援対策室を設置しました。(2006(平成18)年4月)

また、高齢者等の就労に関する総合相談窓口として、雇用産業人材課横浜駐在事務所(シニア・ジョブスタイル・かながわ)を設置しました。(2007(平成19)年1月)

コ NPO等との協働による施策形成・推進のために

NPO等との協働・連携を進め、地域課題解決への効果的な取組みや公的サービスの充実を図るため、NPO協働推進室を設置するとともに、県からNPO等に提案して実施する協働事業など、仕組みを整備しました。(2005(平成17)年4月)

サ 建築基準法に規定する新たな構造計算適合性判定制度に対応していくために

建築基準法の改正により、新たに規定された「構造計算適合性判定制度」に確実に対応する体制を整備するため、職員を重点配置しました。(2007(平成19)年4月)

シ 水源の森林づくり事業の推進のために

水源の森林づくりを推進するため、足柄上、県北地域県政総合センターに水源の森林推進課を設置する等、組織執行体制を整備するとともに、職員を重点配置しました。(2004(平成16)年4月～)

(7) 利便性の向上に係る主な取組み

県民サービスを一層充実するために、様々な取組みを推進してきました。

ア 県民利用施設における利用者サービスの向上

- ・ 体育センター、県民ホール等において、開館日を拡大しました。
- ・ かながわ労働プラザ等において、利用時間を延長しました。

イ 窓口サービスの向上

- ・ 自動車税の支払いがコンビニエンスストアでも可能となりました。(2004(平成16)年9月)
- ・ パスポートセンター小田原出張所を開設しました。(2005(平成17)年4月)

ウ 相談体制の充実

- ・ 児童虐待に関する24時間、365日の通告体制を整備しました。(2005(平成17)年4月)
- ・ 小児救急電話相談を開始しました。(2005(平成17)年7月)
- ・ かながわ難病相談・支援センターを開設しました。(2005(平成17)年7月)
- ・ 横浜労働センターの日曜労働相談を、常設相談としました。(2006(平成18)年4月)
- ・ 総合教育センター「いじめ110番」を24時間化しました。(2007(平成19)年4月)
- ・ 各県立病院の迅速検査結果体制(当日結果通知)を整備しました。(2007(平成19)年4月)

エ 申請・届出等手続きの電子化の実現

- ・ 申請・届出等手続きについて、インターネットによる受付を開始しました。
(2005(平成17)年7月以降順次実施)

警察への遺失物の届出

水道使用開始申込み・使用休止の届出

かながわ県民活動サポートセンター・かながわ県民センター会議室等の利用申請

保土ヶ谷公園スポーツ施設の利用申請

神奈川県職員採用試験の受験申込み 等



行政システム改革の取組みについては、県民の皆様のご意見をいただきながら進めてまいりますので、この冊子に記載された内容にかかわらず率直なご意見をいただければ幸いです。

なお、行政システム改革の取組みについては、県のホームページでも情報提供しています。

【問い合わせ先】

〒231-8588 神奈川県総務部行政システム改革推進課（所在地記載不要）

電話（直通） 045(210)2213

（第三セクターに関することについては 045(210)2217）

F A X 045(210)8804

ホームページアドレス <http://www.pref.kanagawa.jp/gyoukaku/001.htm>